韮山反射炉ＰＲキャラクターデザイン使用要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、韮山反射炉ＰＲキャラクター「てつざえもん」（以下「キャラクター」という｡)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（キャラクターの使用）

第２条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

　(1)　国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体が使用するとき。

　(2)　教育機関が教育等の目的で使用するとき。

　(3)　報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

　(4)　市又は市教育委員会が共催若しくは後援する事業において使用するとき。

　(5)　著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用の範囲内で使用するとき。

　(6)　その他教育委員会が適当と認めたとき。

（申請）

第３条　前条の承認を受けようとする者は、様式第１号による韮山反射炉ＰＲキャラクター「てつざえもん」使用承認申請書に必要書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

（承認等）

第４条　教育委員会は前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

　(1)　韮山反射炉の品位を害し、又は害するおそれがある場合

　(2)　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

　(3)　特定の個人、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合

　(4)　不当な利益を得るために使用すると認められる場合

　(5)　自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認

められる場合

　(6)　その他、教育委員会が適当でないと認める場合

２　教育委員会は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

３　教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定した上で、申請者に通知するものとする。

４　教育委員会は、前項に規定する使用承認の通知をした後であっても、使用内容が申請時と異なる場合、又はやむを得ない事情があると認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

（使用料）

第５条　使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第６条　キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(1)　承認された用途にのみ使用すること。

　(2)　別に定める「韮山反射炉ＰＲキャラクターデザインマニュアル」に定められた色、形状等を正しく使用し、デザインの改変等をしての使用はしないこと。

　(3)　キャラクターを使用するときは、「韮山反射炉ＰＲキャラクターてつざえもん」又は「 ©伊豆の国市」と表記すること。

　(4)　キャラクターを使用した物件が完成したときは、速やかに当該物件を教育委員会に提出すること。ただし、物件の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって物件の提出に代えることができる。

　(5)　商標登録、意匠登録等による著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録をしてはならないこと。

　(6)　使用承認により生じた権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

（承認内容の変更）

第７条　使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、様式第２号による韮山反射炉ＰＲキャラクター「てつざえもん」使用変更申請書を教育委員会に提出し、承認を受けるものとする。

２　前項の承認又は不承認については、第４条の規定を準用する。

（承認の取消し）

第８条　教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すことができる。

(1)　虚偽その他不正の行為により承認を受けたとき。

(2)　第４条第２項の規定により教育委員会が付した条件に違反したとき。

(3)　この要綱に定める事項に違反したとき。

(4)　その他教育委員会が適当でないと認めたとき。

２　前項の規定により承認を取り消したときは、使用者等に通知するものとする。

３　教育委員会は、承認の取り消しにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　この告示は、公示の日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

韮山反射炉ＰＲキャラクター「てつざえもん」使用承認申請書

　　年　　月　　日

　伊豆の国市教育委員会　宛

| 申請者 | 住所 |   |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |   | ㊞ |
|  | 電話 | （　　　） |  |  |

下記のとおり、韮山反射炉ＰＲキャラクターを使用したいので関係書類を添えて申請します。

記

１　使用目的及び方法

２　使用期間

添付書類

　　企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）

様式第２号（第７条関係）

韮山反射炉ＰＲキャラクター「てつざえもん」使用変更申請書

　　年　　月　　日

　伊豆の国市教育委員会　宛

| 申請者 | 住所 |   |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |   | ㊞ |
|  | 電話 | （　　　） |  |  |

年　月　日付け　第　　号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１　変更内容

　　　変更前

　　　変更後

２　変更理由